

川口市立高等学校教員人事応募制度実施要領

1 趣旨

この要領は、川口市立高等学校教員人事応募制度（以下、「教員人事応募制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 目的

教員人事応募制度は、川口市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）及び川口市立高等学校長（以下、「校長」という。）が、平成30年度に開校する川口市立高等学校において、教科指導の中核に担い、学校づくりに積極的に貢献する教員を募集し、応募した教員の中から必要とする人材を確保するとともに、人事交流を推進し、特色ある学校づくり並びに教職員組織の充実及び活性化を図るために、人事異動の一環として実施する。特に、「新校基本計画」の実現に向けて積極的に学校経営に貢献する意欲や熱意のある人材を広く全県から募集する。

3 内容

- (1) 教員人事応募制度は、埼玉県教育委員会の実施する「埼玉県立高等学校等教員人事応募制度」と連携することにより行う。
- (2) 平成30年4月に開校する川口市立高等学校に必要な教員について、埼玉県立学校教員及び市立の高等学校・特別支援学校教員を対象に募集する。
- (3) 応募資格を満たす教員は、市教育委員会に応募することができる。
- (4) 市教育委員会は、応募教員の中から配置希望者を決定するとともに埼玉県教育委員会に報告し、埼玉県教育委員会と連携して配置希望者の人事異動に努める。

4 募集校

- (1) 募集校は、平成30年4月に開校する川口市立高等学校とする。
- (2) 募集できる教員数は全日制の課程4名以内、定時制の課程2名以内とする。
- (3) 市教育委員会は、応募教員への期待などを記した「平成30年度教員人事応募シート」及び「新校基本計画」を提示する。

5 応募資格

次の(1)～(3)のいずれも満たす者が応募できる。なお、高等学校への応募については、高等学校登載者に限る。また、教員は、1人1校のみ応募できる。

- (1) 埼玉県立学校又は市立の高等学校・特別支援学校に現在勤務する者。ただし、管理職候補者名簿登載者は除く。
- (2) 現任校における年度末在職年数が5年以上の者。
- (3) 採用後2校目以降の学校に勤務する者。

6 選考方法

- (1) 市教育委員会及び校長は、書類選考及び面接等による選考を実施し、応募教員の意欲、適性、能力等を勘案して配置希望者を決定する。
- (2) 学校運営上必要な教員が得られない場合には、「配置希望者なし」とすることができる。
- (3) 市教育委員会及び校長は、必要と認める場合には、市教育委員会及び校長が指名した者を選考作業に当たらせることができる。
- (4) 選考作業は、応募教員のプライバシーに十分配慮して行わなければならない。

7 配置等

- (1) 市教育委員会は、配置希望者に希望順位をつけて、埼玉県教育委員会に報告する。
- (2) この制度によって異動した者については、異動後3年を経過する時点で、本人及び校長の意向を確認の上、人事異動を検討する。

8 サービスの取扱い

第二次選考の面接当日のサービスの取扱いについては、「職務専念義務免除」とすることができる。

9 情報の提供

校長は、「目指す学校像」実現に向けた計画及びその計画に基づいて実行された活動の成果を公開し、市民等に情報の提供を行うとともに、川口市立高等学校の学校改善に資するよう努める。

市教育委員会は、「新校基本計画」実現に向けた計画及びその計画に基づいて実行された活動の成果を公開し、市民等に情報の提供を行う。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年6月18日から施行する。

附則 この要領は、平成26年6月30日から施行する。

附則 この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年8月24日から施行する。

平成30年度当初川口市立高等学校教員人事応募制度実施要領細目

1 募集できる教科等

平成30年度当初に本採用教員の補充可能な枠がある教科とする。

2 募集校

募集校は、平成30年4月に開校する川口市立高等学校とする。

3 募集手続

川口市教育委員会は、埼玉県教育委員会と連携を取りながら、募集校及び募集教科等、募集教員数を県立学校教員及び市立の高等学校・特別支援学校教員へ周知する。

4 応募手続

(1) 応募教員は、「川口市立高等学校教員人事応募用紙」(様式2)及び「川口市立高等学校教員人事応募論文」(様式3)を作成し、所属長に提出する。

「川口市立高等学校教員人事応募論文」(様式3)については、応募教員がこれまで実践し成果をあげた事項を踏まえて具体的に記入する。

(2) 所属長は、所属長所見を記入したうえで、「川口市立高等学校教員人事応募用紙」(様式2)及び「川口市立高等学校教員人事応募論文」(様式3)を、川口市教育委員会に提出する。

(3) 川口市教育委員会は、応募状況を埼玉県教育委員会に報告する。

5 選考方法等

(1) 川口市教育委員会及び川口市立高等学校長は、選考方針を定めた上で選考する。

(2) 第一次選考は、以下の書類選考により実施する。

ア 川口市立高等学校教員人事応募用紙(様式2)

イ 川口市立高等学校教員人事応募論文(様式3)

(3) 第二次選考は、第一次選考合格者に対し、面接等により実施する。

(4) 川口市教育委員会は、選考に係る事務連絡及び第一次選考結果を、応募教員及びその所属長に通知する。

なお、第二次選考結果については、人事異動結果をもって通知とする。

(5) 川口市教育委員会は、「川口市立高等学校教員人事応募制度配置希望者に関する報告書」(様式5)により、県教育委員会に順位をつけて複数の配置希望者を報告する。

6 成果報告

川口市立高等学校長は「平成30年度学校自己評価重点目標シート」を川口市教育委員会に提出する。

7 公開

川口市教育委員会は、「平成30年度教員人事応募シート」(様式1)を公開する。

8 実施スケジュール（予定）

29年9月上旬	募集校等を県立学校及び市立高等学校・特別支援学校の教員へ周知する。
29年9月下旬	応募教員は、「川口市立高等学校教員人事応募用紙」（様式2）及び「川口市立高等学校教員人事応募論文」（様式3）を所属長へ提出する。
29年10月2日まで （県立学校と同日）	所属長は所定の書類を川口市教育委員会へ提出する。
29年10月中旬	川口市教育委員会は、第一次選考結果及び第二次選考実施日を、所属長を通じて応募教員へ通知する。
29年10月下旬	第二次選考（面接等）の実施
29年10月31日まで （県立学校と同日）	川口市教育委員会は、配置希望者を決定し、「川口市立高等学校教員人事応募制度配置希望者に関する報告書」（様式5）により、県教育委員会へ報告する。
30年4月1日	人事異動
31年3月下旬	校長は「学校自己評価重点目標シート」を川口市教育委員会へ提出する。

9 その他

この細目に定めのない事項については、埼玉県立高等学校等教員人事応募制度実施要領及び同実施要領細目等の定めに従う。